令和5年度 助成金応募要項



1 目的

この助成金は、福祉、教育及び地域環境の保全を推進するための事業に対し助成することで、もって真に豊かさの実感できる地域社会の実現と福祉の増進に寄与するために交付するものです。

2 対象となる団体

助成金の交付対象となる団体は、次に掲げる要件を満たす団体です。

- (1) 団体の活動が愛知県内を中心に行われていること
- (2) 法人格を有すること
- (3) 暴力団等社会的に非難されるべき者と関係を有しないこと
- (4) 団体の活動が、政治活動又は宗教活動を目的とせず、特定の団体又は個人の利益を守り、若しくは攻撃するものでないこと

3 対象となる事業

助成金の交付対象となる事業(以下「助成対象事業」といいます。)は、愛知県内で行われる次に掲げる事業とし、営利を目的としない事業に限るものとします。

- (1) 社会福祉の推進に関する事業
- (2) 児童の健全な育成と社会教育の推進に関する事業
- (3) 地域環境保全の振興と地域緑化の推進に関する事業

4 助成金の額

1団体当たりの助成金額は、50万円以内とし、次に掲げるものは助成対象金額から除きます。

- (1) 助成対象事業が、国、地方公共団体又は他の民間の助成団体からの助成を受けているものであるときは、その助成金額
- (2) 団体自体の運営に充てられる費用
- (3) 団体役員及び職員に係る費用

5 助成事業期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

6 申請の受付期間

申請の受付期間は、令和5年2月1日から令和6年1月31日までとし、当該期間中の申請は、随時受け付けます。ただし、当財団の予算がなくなり次第、終了とします。

7 交付回数の制限

助成金の交付回数は、1事業に対して1年度に1回とします。また、同一団体に 対する助成は、累計で3回までとします。

8 申請方法

助成金の交付を受けようとする団体(以下「申請団体」といいます。)は、当財団所定の申請書に必要事項を記入し、下記の書類を添えて当財団事務局へ郵送又は持参してください。なお、提出書類のご返却はいたしません。申請された個人情報については、当財団の活動以外には一切使用いたしません。

【添付書類】

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書又はこれに代わる書類
- (3) 履歴事項全部証明書
- (4) 定款、会則、規約等の申請団体の規程
- (5) 前年度の収支決算書
- (6) 内訳書(当財団様式)
- (7) 団体に関する調書(当財団様式)
- (8) 役員名簿(当財団様式)
- (9) 誓約書(当財団様式)
- (10) その他理事長が必要と認める書類

[提出先]

一般財団法人ペガサス財団 事務局

〒458-0822 愛知県名古屋市緑区大将ケ根一丁目 2818 番地 (名古屋競馬㈱事務所内)

問合せ電話番号 052-623-7083 午前9時から午後5時まで(月・火・祝日を除く)

9 審査方法及び通知

助成金の交付及び交付額は、申請を受け付けた日の翌月末日までに当財団助成金 交付審査会にて審査を行い、理事長が決定します。なお、審査の過程で、審査会に よる現地調査の実施又は申請団体に対し、説明を求めることがあります。

決定の内容は、書面により通知します。なお、助成金の交付を決定したときで も、その目的を達成するために必要な条件を付すことがあります。

10 申請の取下げ

申請団体は、助成金交付決定通知書を受領した場合において、決定内容又はこれに付された条件等に不服があるときは、その通知書を受領した日から7日以内に、 文書をもって申請の取下げをすることができます。

なお、申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付決定はなかったものとみなします。

11 事業の実施

助成金の交付を受けた団体(以下「助成事業実施者」という。)は、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他理事長の指示に従い、助成金の交付を受けた事業(以下「助成事業」という。)を適切に実施してください。なお、助成事業実施者は、助成金を他の用途に使用することはできません。

12 事業の変更・中止・廃止

- (1) 助成事業実施者は、助成事業が次に掲げるいずれかに該当したときは、事業計画変更・中止・廃止承認申請書を提出し、あらかじめ理事長の承認を受けてください。
 - ア 事業に要する予算の変更をするとき
 - イ 事業の内容を変更するとき
 - ウ 事業を中止し、又は廃止するとき
- (2) 助成事業実施者は、助成事業が予定の期間内に完了しないとき又は事業の遂行が困難となったときは、速やかに理事長へ報告し、その指示を受けてください。

13 事業実績報告書の提出

助成事業実施者は、助成事業の終了後、速やかに次に掲げる書類を提出してください。

- (1) 事業実績報告書(当財団様式)
- (2) 助成事業成果報告書(当財団様式)
- (3) 事業収支決算書(当財団様式)
- (4) 領収書等貼付用紙(当財団様式)
- (5) その他理事長が特に必要と認める書類

14 交付決定の取消し及び助成金の返還

助成事業実施者が、次に掲げるいずれかに該当したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消します。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき
- (3) 助成金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき又は理事長の指示に従わなかったとき

助成金の交付決定が取り消されたときは、助成金取消通知書により、その内容を 通知します。また、当該取消しに係る部分に関し、交付された助成金については、 定められた期限内に、当財団から指定された額を返還していただきます。

問合せ先

一般財団法人ペガサス財団 事務局

〒458-0822 愛知県名古屋市緑区大将ケ根一丁目 2818 番地 (名古屋競馬㈱事務所内)

TEL 052-623-7083

FAX 052-623-7067

※午前9時から午後5時まで(月・火・祝日を除く)

一般財団法人ペガサス財団の概要

<設立者>

名古屋競馬株式会社

<設立の経緯>

中京競馬場施設を所有及び管理し、日本中央競馬会や愛知県競馬組合などに、 同施設を賃貸することを主たる事業とする**名古屋競馬株式会社**が、創立60周年 を迎えるとともに、中京競馬場の改築工事を無事に終え、事業も安定したことか ら、これまで以上に社会貢献活動を推進していくため、当財団を設立いたしまし た。

<設立年月日>

平成26年4月1日

<助成の目的>

福祉、教育及び地域環境の保全を推進するための事業に対し助成することで、 もって真に豊かさの実感できる地域社会の実現と福祉の増進に寄与することを目 的としています。

<助成事業>

- ・社会福祉に関する事業
- ・児童の健全な育成と社会教育の推進に関する事業
- ・地域環境保全の振興と地域緑化の推進に関する事業

<事業年度>

毎年4月から翌年3月末まで

参考:過去の助成金交付事業概要(抜粋)

| | 事業概要 | 助成金内訳(概略) |
|---|---|--|
| 1 | 外国にルーツを持つ子どもたちを対象 に、夏休み期間を利用して、日本語の 理解に重点を置いた学習指導を実施す る事業。 | ·講師賃金等 |
| 2 | 長期入院中などの理由で、外出できない子どもたちを対象に、舞台芸術鑑賞会等を開催する事業。 | ・出演団体への謝金 ・チラシやポスター等の印刷、郵 送費用ほか |
| 3 | 子育て中の母親を対象に、保育士や専門家からの講座を開設し、子育てに対するアドバイスなどを実施する事業。 | ・絵本やおもちゃなどの購入費用 ・臨時スタッフ(保育士)への謝金 ・外部講師への謝金 ほか |
| 4 | 地域に住む人を対象に、遊休農地の活用(ビオトープ作成等)と、その場を会場とした自然保護に関するセミナー等を実施する事業。 | ・木材(ビオトープ資材)の購入費用 ・外部講師への謝金 ・チラシやポスター等の印刷、郵送費用ほか |
| 5 | 地域に住む人を対象に、発達障害を持つ子どもたちが作成したアート作品の 展覧会を開催する事業。 | ・展示台や作品の材料などの購入 費用 ・チラシ等の印刷、郵送費用 ・会場の使用料ほか |
| 6 | 全国の児童福祉関係者を対象に、児童 虐待解決の取り組みに関する研修会を 実施する事業。 | ・外部講師への謝金・外部講師の旅費交通費用・会場及び付随設備の使用料ほか |
| 7 | 地域に住む人を対象に、傷害のあるな しや、大人子どもが関係なく参加でき る運動会を実施する事業。 | ・ボランティアスタッフの交通費・会場の使用料・チラシやポスター等の印刷、郵送費用ほか |

※類似する事業概要でも、審査会の結果や予算の都合により、助成金の交付対象とならない場合があります。